

## 平成29年第5回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月25日（木）  
午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター
3. 委員定数 条例定数31人 現委員31人
4. 出席委員（27人）

会 長	1 番	岩崎	信一郎						
会長代理	2 番	麻生	克典						
委 員	3 番	岸本	六郎	4 番	浦口	大輔	5 番	今村	和人
	6 番	岳野	一敏	7 番	太田	尚臣	8 番	山口	美幸
	9 番	郡	勝壽	10 番	辻尾	政幸	11 番	松本	千代治
	12 番	竹尾	久人	13 番	高野	和美	14 番	山口	孝生
	15 番	木本	安仁	17 番	内海	輝次	18 番	辻山	保美
	19 番	辻	良人	20 番	山脇	初良	21 番	澤田	馨
	23 番	宮原	信明	24 番	熊野	三次	25 番	朝長	久夫
	26 番	山添	満之	27 番	平野	安雄	30 番	井田	初美
	31 番	田中	初治						
5. 欠席委員（3人）

16 番	山下	裕史	22 番	牛水	司	28 番	福田	務
29 番	大久保	和博						
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可処分取消願について
  - 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第24号 農地法第5条の規定による許可処分取消願について
  - 議案第25号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第26号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
  - 議案第27号 非農地通知の対象とすることの決定について
  - 議案第28号 西海農業振興地域整備計画に関する意見について

報告事項

  - 第5号 農地の使用貸借の合意解約について
  - 第6号 農地等改良届出について
7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主査：山口智貴

## 8. 会議の概要

事務局

只今から平成29年西海市農業委員会第5回総会を開会いたします。本日、16番：山下委員、22番：牛水委員、28番：福田委員、29番：大久保委員より欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

出席委員は在任委員31名中27名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長

今回の議事録署名委員は、20番山脇委員、21番澤田委員にお願いいたします。

議長

それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第22号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第22号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」を説明します。資料は2頁になります。別紙のとおり農地法第3条の規定による許可処分の取消願の提出があったので審議を求めるとなっています。内容につきましては3頁になります。願出人は議案書記載のとおりで、本件は、平成29年2月の総会で審議・許可となった案件となっています。

平成29年5月9日に許可処分の取消願が申請されています。申請理由は譲り渡し人から譲り受け人へ贈与による所有権移転を予定していましたが、変更となり法人組織（XXXXXXXXXX）への売買による権利移転となったためとなっています。本件の承認を受けて議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請の2番の案件の申請（資料9頁）となります。事務局からの説明は以上です。

議長

ただ今議案第22号について説明がありました。

これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第22号「農地法第3条の規定による許可処分取消願について」については、許可することに決定いたします。

議長 次に議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番について説明いたします。資料は4頁です。所在が西彼町白似田郷字峰、の畑、計1筆・150㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り渡し人が農業を廃業することを決め、本件土地を譲り受け人に対し、譲渡することを打診し合意に至る。農業委員会許可後、所有権移転し耕作を開始するもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は5頁から8頁までで、5頁に位置図、6頁に付近状況図を添付しております。申請地の約600mのところ譲り受け人の自宅があり徒歩9分くらいの状況です。7頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です8頁は現況写真となっています。購入後はジャガイモ等野菜を栽培したいとのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

6番 4月の総会で申請をする予定だった農地で、申請がもれていたとの事でした。譲渡人は後継者がいないため譲渡の意向があり、譲受人は野菜を中心に手広く経営されており、4号、7号について非該当で良

と思いますのでよろしくご審議ください。

議 長 　ただ今議案第23号の1番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　「異議なし」と認めます。

よって、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　次に2番について説明をお願いします。

事務局 　それでは「2番」について説明いたします。資料は9頁です。所在が西彼町鳥加郷字小代木場の畑、計6筆・30,532㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「所有財産について、名義変更する必要が生じたため、譲り渡し人から、譲り受け人の法人に対し、所有権移転（売買）を行うもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。第3項第2号、第3項第3号共に有となっており、役員1人の体制で常時従事としているとのこと。

関係資料は10頁から14頁までで、10頁に位置図、11頁に付近状況図を添付しております。申請地の一角に譲り受け人の事務所があり耕作地は徒歩5分以内に存在している状況です。12頁は字図で、黄色に塗られているところ6箇所が申請地です。13・14頁は現況写真となっています。権利移転後は、現状のまま利用したいとのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないこと、第3項要件が有のため許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　それでは補足説明を担当委員をお願いします。

27番 　議案送致を受けて譲り受け人と面会しました。以前お会いしたとき

に法人化の予定がある旨お聞きしておりましたが、今回、その手続きとして自分が代表を勤める法人に譲り渡し人である親御さんの所有名義を変更する必要があるとこの事でした。宜しくご審議ください。

議 長 　　ただ今、議案第 2 3 号の 2 番について説明がありました。  
議案第 2 2 号に関係する案件ですが何かご意見等ございませんか。

2 5 番 　　現況のまま利用するという説明でしたが、写真で見ると不耕作にみえますが、放牧か何かされるのですか。

2 7 番 　　肥育を中心に経営されていますので、放牧あるいは飼料作物の栽培と思われま。

議 長 　　ほかに何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 2 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　次に 3 番について説明をお願いします。

事務局 　　それでは「3 番」について説明いたします。資料は 1 5 頁です。所在が西海町七釜郷字川蟬の畑、計 3 筆、7 5 1 m<sup>2</sup>の申請となっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り渡し人から申請の物件について譲り受け人に対し、所有権移転（売買）の申し入れを行い、譲り受けるもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は 1 6 頁から 1 9 頁までで、1 6 頁に位置図、1 7 頁に付近状況図を添付しております。申請地の近くに譲り受け人の自宅があり、約 1 0 0 m、徒歩 1 分くらいの状況です。1 8 頁は字図で、黄色（黄緑色）に塗られているところ 3 箇所が申請地です。1 9 頁は現況

写真となっています。購入後は野菜畑として利用したいとのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長           それでは補足説明を担当委員お願いします。

19番           申請者とお会いしました。先般、住宅建築で5条の申請をされたところの隣接地で、譲り渡し人との協議が整ったとの事でした。譲り受けて野菜を作りたいということで、特に問題はないようですので、宜しくご審議ください。

議 長           ただ今、議案第23号の3番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長           ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長           「異議なし」と認めます。  
よって、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長           次に4番について説明をお願いします。

事務局          それでは「4番」について説明いたします。資料は20頁です。所在が西彼町下岳郷字前島の田、計1筆、1,052㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲渡の理由は高齢につき規模縮小のため、譲受の理由としまして自宅に近く耕作に便利のため、許可あり次第売買による所有権移転を行うもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。本件につきましては、本資料の79頁、報告第5号 農地使用貸借合意通知について、農地の使用貸借の合意解約に係る通知により農地法第3条使用貸借権設定を合意解約した上で、農地法第3条の規定による所有権移転売買の申請となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は21から25頁までで、21頁に位置図、22頁に付近状況図を添付しております。申請地から約0.8kmところに譲り受け人の自宅があり徒歩9分くらいの状況です。23頁航空写真、24頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です。25頁は現況写真となっています。購入後は水田として利用したいとのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

20番 譲り渡し人は高齢で後継者もいないため規模を縮小するため、農地使用貸借の合意解約をしたうえで所有権移転するもので、譲り受け人は自宅近くであり耕作に便利であることから協議が整ったとのこと。宜しくご審議ください。

議長 ただ今、議案第23号の4番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に5番について説明をお願いします。

事務局 それでは「5番」について説明いたします。資料は26頁です。所在が西海町丹納郷字川八ノ久保の畑、計1筆、542㎡の申請となっています。申請地の地番・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り受け人が長年使用していた申請物件について、未登記であったため、許可があり次第、譲り渡し人から譲り受け人に対し、所有権移転（贈与）の登記をおこなうもの。」というものです。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は27頁から30頁までで、27頁に位置図、28頁に付

近状況図を添付しております。申請地の近くに譲り受け人の自宅があり、約140m、徒歩2分くらいの状況です。29頁は字図で、黄色に塗られているところ所が申請地です。30頁は現況写真となっています。権利移転後は野菜類を栽培予定とのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を担当委員お願いします。

18番            申請地は譲り受け人が長年使用していたところで、名義が変わって  
いなかったことから今回、所有権移転登記を行うとの事でした。宜しく  
ご審議ください。

議 長            ただ今、議案第23号の5番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませ  
んか。  
《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
よって、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請につい  
て」の5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長            次に6番について説明をお願いします。

事務局            それでは「6番」について説明いたします。資料は31頁です。こ  
こで資料の修正をお願いします。申請理由のうち、「両者の重いが」と  
いう表記が文字誤りにつき、「両者の思い」に修正をお願いします。詳  
細は本日配布資料の1頁になります。説明に入ります。所在が西海町  
水浦郷字野中の畑、計1筆、4,766㎡の一部4,000㎡の申請  
となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・  
譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については  
議案書記載のとおりです。申請事由としまして「申請地は貸し付け人  
の要望によるものであるが、借り受け人も規模拡大の計画中であり、  
両者の思いが一致して使用収益権の契約を締結するの。」というもの  
です。権利種別は使用貸借権の設定15年となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2  
号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となってい  
ます。

関係資料は32頁から36頁までで、32頁に位置図、33頁に付近状況図を添付しております。申請地から1.1km付近に借り受け人の自宅があり徒歩15分くらいの状況です。34頁は航空写真、35頁は字図で、黄色に塗られている箇所が申請地です。36頁は現況写真となっています。借り入れ後は柑橘を栽培したいとのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

15番 当該申請地は貸付人の要望により使用賃借権の設定となっております。貸付人は後継者がおらず借り受け人は規模拡大の計画中で協議が整ったところ。借り受け人は熱心でやる気のある方ですので宜しくご審議ください。

議長 ただ今、議案第23号の6番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第24号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第24号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」を説明します。資料は37頁です。本件は28年9月総会で審議・許可となった案件で、所在地が西彼町八木原郷字山口の畑1筆、面積・391㎡、利用状況は休耕畑となっています。申請地の地番・使用貸し人・使用借り人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は昨年12月に使用借り人の母[黒塗り]が亡くなり、自己用住宅を建築しなくなったためとなっています。取り消し後は普通畑として利用すると聞いております。事務局からの説明は以上です。(県から送付された許可指令書と今回の取り消し願を県へ送付することで手続き完了となります。)

議長 　ただ今、議案第24号について説明がありました。  
意見を求めます。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、本案について承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。

よって、議案第24号「農地法第5条の規定による許可処分取消願について」は承認することに決定いたします。

議長 　次に議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、第25号から第27号までについて9番委員の申出に係る事案が含まれていますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。

審議終了後に入室・着席していただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは38頁議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する.と.な.っ.て.い.ま.す.こ.こ.で.資.料.の.修.正.を.お.願.い.し.ま.す.40頁.の.下.の.「.計.5.筆.」.を.「.計.4.筆.」.に.修.正.を.お.願.い.し.ま.す.詳.細.は.本.日.配.布.資.料.の.2.頁.に.な.り.ま.す.

説明に戻ります。39頁は農地利用集積計画集計表です。使用貸借「10年」のもの1件・1筆・706㎡、「5年」のもの1件・3筆・2,400㎡、計4筆・3,106㎡と、「使用貸借権・賃貸借権設定」（県公社借入分）の賃貸借「10年」のもの3件・8筆・17,354㎡と使用貸借の「10年」のもの3件・5筆・2,706㎡の計13筆・20,070㎡が計上されています。40頁は個人が借り受けた2件・4筆・3,106㎡の詳細となっています。41頁は県公社借入「10年」のもの「賃貸借」3件・8筆・17,364㎡と「10年」のもの「使用貸借」3件・5筆・2,706㎡の計6件・13筆・20,070㎡の詳細となっています。42・43頁に経営状況「2件」を添付しています。詳細につきましては、議案書を参照ください。農業経営基盤強化法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 　それでは補足説明を担当委員をお願いします。

19番 1番について、借り受け人は若く、熱心な方で問題はないと思いますので宜しくご審議ください。

2番 現地は良く管理されており、借り受け人については経営も充実しております。また、地元での信頼も厚い方ですので問題はないと判断いたします。宜しくご審議ください。

議長 ただ今、議案第25号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定いたします。

議長 次に議案第26号「農地中間管理事業における農地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 44頁をお願いします。議案第26号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画に関する意見について」農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める.となっています。ここで資料の修正をお願いします。45頁の下の「計5筆」を「計13筆」に修正をお願いします。詳細は本日配布資料の3頁になります。資料は45頁から50頁です。先ほど41頁で出ました県公社の借り入れ分の土地・13筆がそのままここに計上されています。県農業振興公社から「3者」に対し計8筆・17,364㎡の「賃貸借」10年のものと、「1社」に対し計5筆・2,706㎡の使用貸借「10年」のもの農用地利用配分計画(案)の詳細が45頁に計上されています。46頁から50頁にかけて、4者の借り手の経営状況を添付しています。詳細につきましては議案書を参照ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3において特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を担当委員お願いします。

19番            1番から4番について、借り受け人は若く、若く熱心な方で問題はないと思いますので宜しくご審議ください。

2番            5番から9番について、借り手はNPO法人でありまして、県の「小さな楽園づくり交付金事業」の認定を受けて活動しております。今回配分をうけることも計画の一環としての取り組みで、野菜等を栽培する事により耕作放棄地の解消を図り、最終的には地域内消費にとどまらず、雪浦ブランドとして展開していきたいということでした。

12番            10番11番について、借り手は地元でも信頼が厚く、農業経営も熱心な方ですので問題はないと思います。宜しくお願いします。

18番            借り手の法人は経営も安定しており、内容も充実しておりますので宜しくお願いします。

議 長            ただ今、議案第26号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
よって、議案第26号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましても、原案どおり配分することで「意見なし」といたします。

議 長            次に議案第27号「非農地通知の対象とするものの決定について」を議題といたしますが、  
それでは事務局より説明をお願いします。

事務局            それでは資料は51頁をお願いします。議案第27号の非農地通知の対象とするものの決定について説明をいたします。今回は4筆・3,396㎡について、審議を頂きたいと思います。所有者の方は3件の方なっています。住所や所有者の詳細につきましては議案書記載のとおりです。今回の申請につきましても、1件目は1番から2番の2筆で、資料は52頁から56頁です。所有者は西海町中浦北郷の方です。52頁に位置図、53頁に付近近況図、54頁に航空写真、55頁に字

図を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂り山林化しており、耕作地へ行くことも困難な状態で現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。56頁が対象地の現況写真です。

2件目、3件目は3番・4番の2筆で資料は57頁から61頁です。所有者は西彼町八木原郷の方と諫早市の方で諫早市の方は八木原郷から転出しています。57頁に位置図、58頁に付近近況図、59頁に航空写真、60頁に字図を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂って山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。61頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長            それでは補足説明を担当委員お願いします。

19番            写真を見ていただければ分かるように、長年耕作されていないと  
うことで、道もなく荒れております。非農地の対象として問題はない  
と判断しました。宜しくご審議ください。

30番            3番について、山林化しており申出者に確認したところ40年以上  
耕作していないということでした、4番についても現地を確認しまし  
たが、山林化しており周囲に農地もありませんので農地としての利用  
は困難と判断しました。よろしくお願いします。

議 長            ただ今、議案第27号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませ  
んか。

《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。

よって、議案第27号「非農地通知の対象とすることの決定につい  
て」の3番・4番については、非農地通知の対象とすることに決定  
いたします。

議 長            次に議案第28号「西海農業振興地域整備計画に関する意見につい  
て」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第28号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」西海農業振興地域整備計画について農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求められたので意見を求めます。となっています。資料は63頁から78頁までとなっています。

農業振興地域整備計画は市町村が策定しますが、農業委員会はその計画原案に対して意見聴取が求められています(規則第3条の2)。計画変更についても、軽微なものを除いては策定と同様な手続きとなります。農用地区域を含めた農業振興地域整備計画の変更は、おおむね5年ごとの基礎調査の結果によりまたは、経済事情の変動その他の情勢の推移等により必要が生じた場合に行うこととなっています。なお、農用地区域の農用地を転用しようとする場合等の除外変更は、一定の基準を満たしたものについて、農業振興地域整備計画を変更し農用地区域から除外することが必要です。今回、昨年6月から8月にかけて行いました見直し要望について、計画としてこのほどまとまりました。農林課から農業委員会に対し意見を求められています。資料の説明につきまして農林課から課長と担当が来ておりますので詳細につきまして説明を行います。

農林課長

農業振興地域整備計画につきましては、事務局説明のとおり5年に1回見直しをする事になっておりまして、28年度から取り掛かっております。農林課としての素案が出来上がりましたので今回、農業委員会への意見の照会となりました。併行してJA長崎西彼、長崎南部森林組合西海支所、市内に3箇所あります西海町土地改良区、小迎地区土地改良区、昨年出来ました白崎地区の土地改良区にも意見を伺うこととしております。概要について担当からご説明いたしますのでよろしくお願ひします。

担当者

議案集の63項から西海農業振興地域整備計画となっております。次の項をお願いします。こちらが計画書の冒頭の部分になります。5年に一度の見直しということで文言等を改めております。次に67項、西海農業振興地域整備計画変更概要ですが、こちらは先の計画からの面積等の修正をしております。(2)農用地区域の現況地目別面積ですが、要望書の提出に基づいて見直しを行い、35ヘクタールの減となっております。今回の除外対象となります。なお、混牧林地以外の山林原野とありますのは、もともと農用地であったが地目が山林もしくは原野になっているというところで、これについても21ヘクタールの減となっております。

次ページからが35ヘクタールの一覧表になります。表中、除外理

由の欄ですが、県との協議の都合上その様式にあった表記としております。また、最終項に除外理由毎の筆数と面積の集計を掲載しておりますのでご一覧ください。

今後の予定でございますが、課長も申しましたように関係団体の意見を集約した後、県との協議を行います。9月を目標として進めておりますが、若干遅れ気味となっております。従来は除外と編入の受け付けを1月と7月に実施しておりましたが、今回は全体見直し作業中ということで7月の受け付けは行いません。1月は通常通り受け付けを開始したいと考えておりますので、地域の方からご相談等ありました際にはご案内いただければ幸いに存じます。説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第28号について説明がありました。  
　　これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

20番 　　除外理由の荒廃農地B分類としてあるのは、いわゆる赤判定のことですか。

事務局 　　そうです。

20番 　　赤判定全部ではないようですが内訳は。

農林課 　　市民の方から要望として提出された農用地の内のB分類という事です。

議 長 　　今回の分は5年に1度の全体見直しの分で、来年から随時の受け付けを再開すると言うことのようなのですが、ほかに意見等ありませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。

よって、議案第28号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」につきましては、原案どおりで「意見なし」といたします。

議 長 　　次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 　　報告事項の説明を行います。資料の79頁、報告第5号・農地の使用貸借の合意解約につきましては、議案第23号の農地法第3条の規

定による許可申請についての「４番」の際に一部説明していますので内容については、省略させていただきます。

つぎに資料は８０ページをお願いします。平成２９年５月受付農地改良届出について説明をいたします。「１番」は田畑の転換となっています。申請地は登記地目が「田」となっています。現況は不耕作となっており、西海町黒口郷内に住宅建築工事があり、その際に発生する切土を盛土として利用し、０．１ｍから１．０ｍの嵩上げを行い畑地に転換をするというものです。事業は届出日（平成２９年５月１０日）から１ヶ月程度を予定しております。

申請地は所在が西海町黒口郷字塩谷の１筆、地目・田、地積・６６９㎡の届出となっています。申請者の住所・氏名・申請事由については議案書記載のとおりです。関係資料は８１頁から８７頁までで、８１頁に位置図、８２頁に付近近況図、８３頁に航空写真、８４頁に字図、８５頁に現況写真を添付しています。８６頁に被害防除計画書、８７頁に工事計画書をつけています。農地改良届に関する事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今事務局から報告事項について説明がありました。何か意見等ありませんか。

　　ないようでしたら、ただ今報告説明があったとおり届出について承認することといたします。

議 長 　　以上をもちまして本日の議案審議は全て終了いたしました。皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 　　ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 平成２９年６月２７日(火) 午後３時００分から

場所 「魚魚の宿」

これをもちまして西海市農業委員会第５回総会を閉会いたします。お様でした。

平成 2 9 年 5 月 2 5 日

農業委員会 会長

議事録 署名人

議事録 署名人